

## 第 5 危險物

## 1 危険物積載船舶に対する港長の指揮

### (1) 根拠

#### 法第20条第1項

爆発物その他の危険物（当該船舶の使用に供するものを除く。以下同じ。）を積載した船舶は、特定港に入港しようとするときは、港の境界外で港長の指揮を受けなければならない。

### (2) 留意事項

- ① 「当該船舶の使用に供するものを除く」とは、自己発煙信号、信号紅炎等他の法令で備え付けるべきことが義務付けられている火工品や、船舶の運航に必要な燃料類、調理用のプロパンガス等、当該船舶の運航に必要な危険物は除外するとしたものです。
- ② 港長は、必要に応じ、航行を補助する船舶の配備、ボイル・オフ・ガスの放出の制限、航行速力の指定等の指導を行う場合がありますので、港内に入港するまでに指示ができるとしたものです。

## 2 危険物の種類

### (1) 根拠

#### 法第 20 条第 2 項

前項の危険物の種類は、国土交通省令でこれを定める。

-----

#### 規則第 12 条

法第 20 条第 2 項の規定による危険物の種類は、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和 32 年運輸省令第 30 号）第 2 条第 1 号に定める危険物及び同条第 1 号の 2 に定めるばら積み液体危険物のうち、これらの性状、危険の程度等を考慮して告示で定めるものとする。

-----

#### 港則法施行規則の危険物の種類を定める告示

（昭和 54. 9. 27 運輸省告示第 547 号）

### (2) 留意事項

- ① 引火性又は爆発性の蒸気を発する危険物を荷卸し後、ガス検知を行い、火災又は爆発のおそれのないことを船長が確認したタンカーは、危険物積載タンカーとして取扱いません。
- ② 危険物を積載したタンクを洗浄したのち、陸上又は他船に荷役されるタンク洗浄水のうち、当該危険物が洗浄水で十分希釈されているため当該危険物の危険性がないことについて船長が確認していれば、港則法上の危険物として取扱いません。

### 3 危険物積載船舶の停泊場所指定

#### (1) 根拠

##### 法第 21 条

危険物を積載した船舶は、特定港においては、びよう地の指定を受けるべき場合を除いて、港長の指定した場所でなければ停泊し、又は停留してはならない。ただし、港長が爆発物以外の危険物を積載した船舶につきその停泊の期間並びに危険物の種類、数量及び保管方法に鑑み差し支えないと認めて許可したときは、この限りでない。

#### (2) 申請者

船長又は一等航海士等の船舶の職員若しくは委任を受けた船主、代理店等

#### (3) 様式

第 3 号様式

#### (4) 対象船舶

危険物を積載して入港しようとする船舶

#### (5) 留意事項

① 「びよう地の指定を受けるべき場合を除いて」とは、法第 5 条第 2 項の指定を受けた場合は改めて本条の指定を受ける必要はないとしたものですが、そのほかにも、次の危険物積載船舶についても本条の指定を受ける必要はありません。

- ・ 移動許可を受けた船舶（法第 6 条第 1 項）
- ・ 移動後遅滞なくその旨を港長に届け出て、港長から他の場所に移動を命ぜられなかった船舶（法第 6 条第 1 項ただし書き）
- ・ 停泊・停留場所を指定されて移動を命ぜられた船舶（法第 9 条）
- ・ 危険物荷役許可を受けた船舶（法第 22 条第 1 項）
- ・ 危険物運搬許可を受けた船舶（法第 22 条第 4 項）

② 本条は、停泊のみならず停留する場合についても制限しているため、先船の荷役が終了するまで岸壁近くで漂泊する場合等も、本条の適用を受けることとなります。

③ 検疫のため、検疫びよう地に仮泊する場合は、法第 21 条の規定による停泊場所の指定を受ける必要はありません。

④ 停泊許容量

ア コンテナ専用船がC 2岸壁に停泊する場合は、下表区分にかかわらず荷役許容量の5倍を停泊許容量の基準とします。

※ 危険物専用岸壁（D岸壁）においては、本停泊許容量は適用しませんので、大量の通過危険物を積載している船舶は、事前に港長と調整してください。

区分	停泊許容量				備考
	危険物港区		危険物港区以外の場所		
	係留施設	係船浮標又はびょう地	係留施設	係船浮標又は錨地	
危険物を開放された場所に積載している場合 危険物を積載してある船倉又は区画を開放する場合	荷役許容量の2倍	無制限	荷役許容量の2倍	荷役許容量の2倍(C1岸壁の4倍)	当該開放された場所の危険物の付近又は同一船倉若しくは区画内で他の危険物の荷役を行うときは、荷役許容量に同じ
危険物を積載してある船倉又は区画を開放しない場合	荷役許容量の5倍		荷役許容量の5倍	無制限	

イ 2種類以上の危険物を積載している場合又は開放された場所と開放しない場所に積載している場合の停泊許容量は、それぞれの危険物の数量をそれぞれの停泊許容量で除した商の和が1を超えない数量とします。

[計算式]

$$a/A + b/B + c/C + \dots \leq 1$$

a. b. c . . . . . それぞれの危険物積載量

A. B. C . . . . . それぞれの危険物の停泊許容量

## 4 危険物荷役許可

### (1) 根拠

#### 法第22条第1項

船舶は、特定港において危険物の積込、積替又は荷卸をするには、港長の許可を受けなければならない。

### (2) 申請者

船長又は一等航海士等の船舶の職員若しくは委任を受けた船主、代理店等

### (3) 様式

第3号様式

### (4) 対象船舶

危険物を貨物として荷役をしようとするすべての船舶

### (5) 留意事項

- ① 危険物の品名は、商品名等を使用しないで、告示に定められた品名を記入してください。

また、引火性液体類は必ず引火点を記入してください。

- ② 船舶の停泊及び荷役時間が、同一岸壁において他の船舶と重複しないよう、確認のうえ申請してください。

- ③ 危険物の数量は、個品の場合は容器包装の数を、ばら積みの場合は容量を記載し、正味重量は容器包装の重量を差し引いた危険物そのものの重量をトン数で記載してください。

なお、火薬類のうち弾薬及び火工品については薬量が判明しているときは正味重量の下に（ ）書きで薬量を記載してください。

- ④ 次の危険物荷役に際しては、あらかじめ港長と調整してください。

- ・ 荷役許容量の基準を適用しない大量荷役を行う場合
- ・ 火薬類を25キログラム（等級が1.3、1.4又は1.6の場合は1トン、爆薬換算量をいう。）を超えて荷役する場合
- ・ 核分裂性物質等を荷役する場合

- ⑤ 荷役許容量は、危険物の種類と荷役場所（岸壁等）を考慮して、危険物接岸荷役許容量により荷役量が定められています。

- ⑥ 2種類以上の危険物を荷役する場合の許容量は、それぞれの危険物の数量をそれぞれの荷役許容量で除した商の和が1を超えない数量とします。

- ⑦ 既に危険物を積載している船舶が、一部の危険物を荷卸し又は積込みする場合の荷役許容量は、荷役しない危険物の数量を停泊許容量（荷役す

る危険物の付近の開放された場所又は同一船倉若しくは区画内に積載してある危険物にあつては荷役許容量に同じ数量とする) で除した商と荷役する危険物の数量を荷役許容量で除した商の和が 1 を超えない数量とします。

〔計算式〕

$$(a_1/A_1 + a_2/A_2 + \dots) + (b_1/B_1 + b_2/B_2 + \dots) \leq 1$$

$a_1, a_2 \dots$  既に積載していて荷役しない危険物の量

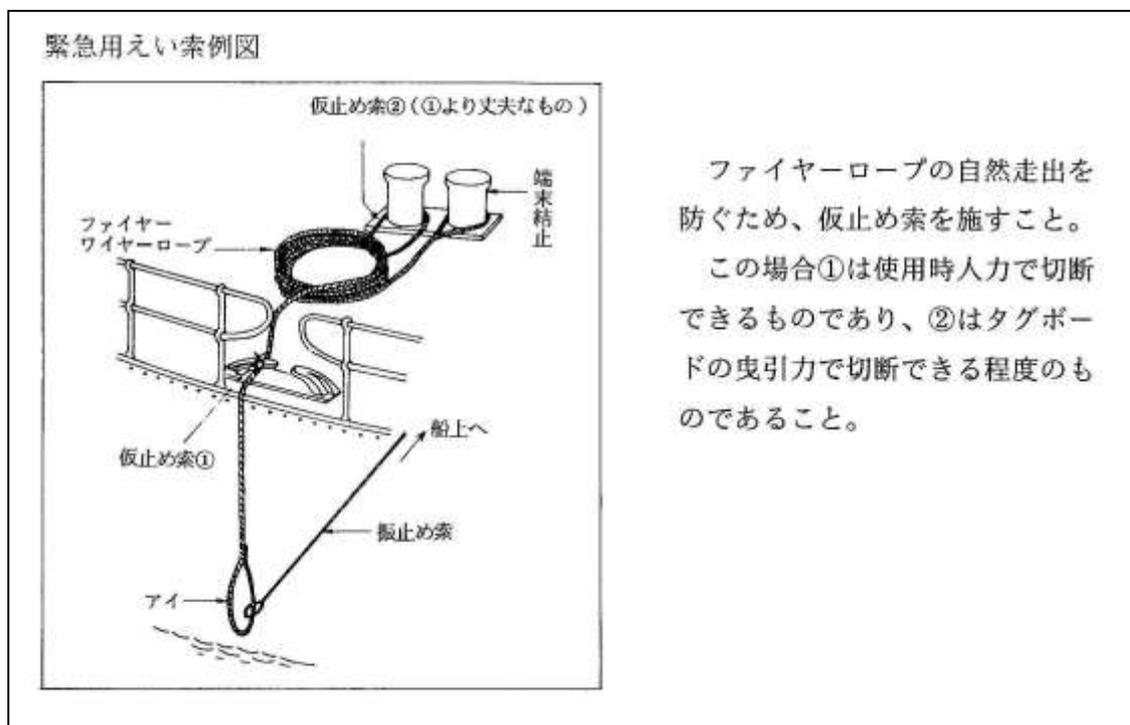
$A_1, A_2 \dots$  既に積載していて荷役しない危険物の停泊許容量

$b_1, b_2 \dots$  荷役する危険物の量

$B_1, B_2 \dots$  荷役する危険物の荷役許容量

(注) 上式の計算に際しては、C 2 岸壁における火薬類の A 又は B は、それぞれ C 2 岸壁における火薬類の停泊許容量又は荷役許容量の 2 倍の数量とする。

- ⑧ 危険物専用岸壁においては、あらかじめ承認されている数量が最大荷役量となります。
- ⑨ メタン又は天然ガス (LNG) の荷役にあつては、クールダウン開始をもって荷役開始としております。



危険物接岸荷役許容量

単位：トン（注1）

種類	類別		荷役許容量				備考
			A 岸壁	B 岸壁	C1 岸壁	C2 岸壁	
爆発物	火薬類（注2）	等級 1.1、1.2、1.5	0	5	20	20	特別の保安体制をとること
		等級 1.3、1.4、1.6	0.2	5	20	20	
	酸化性物質類	有機過酸化物	0.5	10	50	200	
その他の危険物	高压ガス	引火性高压ガス	1	20	100	400	
		非引火性高压ガス	5	100	500	2,000	
		毒性高压ガス	1	20	100	400	
	引火性液体類	容器等級Ⅰ	2	50	250	1,000	
		容器等級Ⅱ	5	100	500	2,000	
		容器等級Ⅲ	10	250	1,000	4,000	
	可燃性物質	可燃性物質	10	250	1,000	4,000	
		自然発火性物質	5	100	500	2,000	
		水反応可燃性物質	5	100	500	2,000	
	酸化性物質	酸化性物質	5	100	500	2,000	
		有機過酸化物 (爆発物を除く)	1	20	100	400	
	毒物類	毒物	10	250	1,000	4,000	
	放射性物質等	第1種	0	0	—	—	特別の保安体制をとること
		第2種	0	—	—	—	
		第3種	0	—	—	—	
	腐しよく性物質		10	250	1,000	4,000	
	有害性物質		10	250	1,000	4,000	
その他		—	—	—	—	注3参照	

注1 単位は、正味重量（火薬類については、爆薬に換算した薬量）のトン数（圧縮ガスにあっては、容量（温度摂氏零度、ゲージ圧力零度キログラム 毎平方センチメートル の状態に換算した容量をいう。）100立法メートルを1トンとみなす。）です。

注2 爆薬1トンに換算される火薬、弾薬及び火工品の数量は次のとおりです。

火薬類		爆薬1トンに換算される数量
火薬		2トン
火工品 (弾薬を含む)	実包又は空包	2,000,000個
	信管又は火管	50,000個
	銃用雷管	10,000,000個
	工業雷管又は電気雷管	1,000,000個
	信号雷管	250,000個
	導爆線	50キロメートル
	コンクリート破碎器	100,000個
	導火管付き雷管	250,000個
	制御発破用コード	10キロメートル
	その他	その原料をなす火薬2トン又は爆薬1トン

注3 その他(化学廃液)については、含有する成分が同じ類別である場合は、その数量は腐食性物質、毒物類、引火性液体類、可燃性物質類及び酸化性物質類のいずれかの類別に当てはめた数量とします。

## 5 危険物運搬許可

### (1) 根拠

法第22条第4項

船舶は、特定港内又は特定港の境界付近において危険物を運搬しようとするときは、港長の許可を受けなければならない。

### (2) 申請者

船長又は一等航海士等の船舶の職員若しくは委任を受けた船主、代理店等

### (3) 様式

第7号様式

### (4) 対象船舶

同一特定港内又は境界付近において、危険物を運搬しようとする船舶

### (5) 留意事項

- ① 運搬とは、運搬の始発、終着の両地点がその特定港内又は境界付近にある場合をいいます。
- ② 運搬の許可を受けた船舶は、その運搬に伴う積込み及び荷卸しの許可を併せて受けたものとみなします。
- ③ 申請書類及び荷役許容量等に関する留意事項は、前述の危険物荷役許可と同じです。
- ④ 運搬の許可を受けた船舶が他船に積込む（荷卸）場合、荷役する危険物が他船の船用品でない場合（貨物）は、他船も危険物荷役の許可が必要です。

## 6 危険物荷役、運搬包括許可

### (1) 要件

危険物（火薬類を除く。）の荷役又は運搬について、次のような要件を満たす場合は、一船ごとに1か月以内の期間に限り、包括的に許可申請をすることができます。

- ① 危険物の種類、数量その他を勘案し、危険が少ないと認められること。
- ② 荷役又は運搬の回数が非常に多いこと。（概ね月10回以上）
- ③ 荷役する危険物の性状が毎回同一又は類似のものであり、数量もほぼ一定であること。
- ④ 危険物の専用船であること。  
一般船舶であるときは荷役量が少ないこと。
- ⑤ 船内の火気管理が十分であること。
- ⑥ 荷役場所は、D岸壁（岸壁区分がDに属するバース）であること。その他の場所であるときは、荷役量が少なく場所が一定であり、D岸壁に準じて安全対策措置が講じられていること。
- ⑦ 荷役船舶において適正な荷役安全管理が行われていること。

### (2) 申請者

船長又は一等航海士等の船舶の職員若しくは委任を受けた船主、代理店等

### (3) 様式

第7号様式の表題を「危険物荷役（運搬）包括許可申請書」と修正して提出してください。

### (4) 留意事項

許可期間中の実績表を一船ごとに、翌月7日までに提出してください。

## 7 危険物専用岸壁承認願

### (1) 本承認願の性格

あらかじめ最大着岸船舶及び最大荷役量を定め、荷役管理体制、諸設備、安全・防災対策等を承認願記載事項として承認を得ることで、継続的に岸壁区分（A、B、C1 及び C2）による荷役許容量を超過した荷役を行える。

### (2) 専用岸壁（D岸壁）の基準

#### ① 立地条件

ア 荷役船舶の船首から船尾に至る間の陸岸が当該危険物又は類似の危険物を取り扱う事業所等の構内であること。

当該危険物又は類似の危険物を取り扱う事業所等以外の事業所等が含まれる場合は、当該事業所等の火気管理状況その他が適当と認められること。

事業所等の構内にない岸壁の場合は、岸壁上を常時又は一時的に占用し、立入りが禁止できること。

イ 原則として、付近の事業所等との調整がとれていること。

ウ 引火性危険物の荷役を行う岸壁の場合は、岸壁上の荷役場所及び荷役船舶から石油類のタンク、ボイラー又は裸火を使用する作業場等火花や火気が生じるおそれのある場所までの距離が30メートル以上であること。

危険物が漏洩した場合に引火するおそれのないような地形又は構造の場合は、上記の距離を15メートル程度まで減ずることができる。

エ タンカーによる引火性危険物の荷役を行う岸壁の場合は、荷役船舶から他の停泊船舶までの距離が30メートル以上あり、また、付近航行船舶が30メートル以上離れて航行する余地が十分あること。

ただし、荷役船舶の大きさ、付近停泊船舶及び航行船舶の種類、大きさ、輻輳状況等により、上記の距離を適宜増減することができる。

#### ② 電気、照明設備

引火性危険物の荷役を行う岸壁上の照明設備その他の電気設備は、防爆仕様のものであること。

#### ③ 消防・防災設備等

ア 荷役船舶又は付近の建物に火災が発生した場合の消火、延焼防止、タンクの冷却、危険物への注水等のために必要な消火設備（消火栓の数、ホースの長さ等）が整備されていること（消防自動車用道路、自家用消防車の有無等も勘案）。

イ 危険物の種類によっては、化学消火設備を備え、又は危険物が漏洩した場合に危険を除去するに必要な要具、資材等を整備すること。

- ウ 消火栓、消火要具その他危険の除去に必要な要具等は、その所在位置を明確にしておき、荷役中は、即時使用可能な状態にしておくこと。
- エ 緊急時の警報あるいは連絡に必要な設備を備えること。
- オ 引火性液体類を取り扱うバースにあっては、危険物の種類にかんがみ、有効な場合には、オイルフェンスの展張及び油吸着材等の使用について必要な措置が講じてあること。

#### ④ 荷役安全管理体制

ア 当該事業所等における荷役の安全に関する業務を統括管理する者（以下「荷役統括管理責任者」という。）、荷役の実施及び安全を管理する者（以下「荷役管理責任者」という。）及び荷役管理責任者の指揮監督のもとに荷役現場において荷役の安全を確認する者（以下「荷役作業責任者」という。）が適正に配置され、適切な荷役安全管理を行い得るよう社内の規則により、各責任者間の関係、荷役の実施及び安全管理に関する責任分担等が明確にされていること。

なお、小規模の事業所等においては、荷役管理責任者が、荷役作業責任者を兼務することができるものとする。

- イ 責任分担には、船舶における荷役安全確認の実施結果の把握、確認及び荷役実施時の現場立会いに関する事項が含まれていること。
- ウ 当該事業所等のバースを他の事業者を使用させる場合、荷役作業の全部又は一部を他の事業者に委託する場合等施設の管理運営業務若しくは荷役作業の全部又は一部が当該事業所等以外の者によって行われる場合には、両者の行う当該業務の内容及び安全管理に関する責任分担が明確にされていること。
- エ 当該事業所等の本社等上部機関における安全担当部門の組織、責任者及び職務内容（安全に関する総合調整、企画、教育研修、事業所等に対する指導、助言、安全点検等）が記載されるとともに、荷役安全管理体制の中での位置付けが明確にされていること。
- オ 荷役統括管理責任者は、原則として、荷役の安全に関する業務を統括管理する者とし、その他の責任者は、危険物荷役に関し、適当な知識経験を有する者であること。

#### ⑤ 荷役監督要領

ア 荷役作業時（荷役作業前後の準備時等を含む。）における責任者の配置（場所、人数等）、責任者の行う荷役安全管理業務の具体的な内容（安全確認、現場立会い、報告、安全管理記録、安全点検等）及び当該業務の具体的な執行方法（指示及び安全確認の手段等）が明確に記載されていること。

なお、施設の管理運営形態等（前記④ウ参照）、荷役船舶等により荷役作業体制が異なる場合には、その体制ごとに記載されていること。

イ 安全確認については、荷役作業責任者による船側荷役安全確認実施結果の具体的な把握、確認が、また、現場立会いについては、荷役作業責任者による作業開始時等荷役の安全管理上重要な時点における立会いが、少なくとも定められていること。

ウ 承認願の安全対策その他荷役中の注意事項を、荷役関係者及び船舶乗組員に周知させる措置が講じてあること。

⑥ 火気の使用及び立入りの禁止の要領

ア 引火性危険物の荷役を行う場合は、岸壁上の荷役場所及び荷役船舶から 30 メートル以内の陸岸においては、次のような事項を禁止し、必要に応じ、境界柵を置き、注意事項を掲示し、警備員を配置する等の措置が講じてあること。

地形その他を勘案の上、危険物が漏洩した場合に引火のおそれがないと認められる場合は、上記の距離を 15 メートル程度まで減ずることができる。

(ア) 関係者以外の立入り

(イ) 消防自動車及び荷役危険物を運搬する自動車以外の自動車の立入り

(ウ) マッチ、ライターその他火炎又は火花を発生おそれのある器具の携行

(エ) 喫煙その他火気の使用

(オ) 携帯電話、スマートフォン、デジタルカメラ等は、電源を切っておくとともに、使用にあたっては、荷役責任者の了解を得ること。

イ 引火性危険物以外の危険物の荷役を行う場合、岸壁上の荷役場所付近に対し、上記アに準じた措置をとること。

ウ 立入禁止区域外においても適正に火気の管理が行われていること。

⑦ その他

ア 着棧中の引火性危険物を積載したタンカーから 30 メートル以内の水面に他船が接近しないよう、30 メートル以遠から視認できる標識を設置するか警戒船（員）を配置することとしていること。

イ 緊急時の警報、構内の連絡、着棧中の船舶、港長及び消防機関等に対する通報に関する方法を定め、関係者に周知させる措置が講じてあること。

ウ 事故の発生を防止するためのマニュアル及び事故発生時における初期対策、避難（着棧中の船舶の緊急離脱のための栈橋作業員の手配及

び緊急時に本船乗組員が帰船するための構内立入りの許可に関する事項を含む。)等に関するマニュアルを作成し、関係者に周知させる措置が講じてあること。

(3) 専用岸壁の承認

- ① 危険物の荷役に使用するバース（D岸壁）の取扱いを受けようとする事業所等（所有者等当該バースを管理する者）の代表者は、次ページのような承認願を作成し、提出用1部（堺泉北区にあつては2部）のほか申請者の控えとして必要な部数を窓口を持参してください。
- ② 承認願の提出に当たっては、危険物荷役作業手引き、安全規則、防災規則等の手引書等を作成している場合には、これを添付してください。
- ③ 添付物としては、位置図、構内配置図、タンク配置図、照明・消火・防災設備等の配置図、船舶の係留状況図、各種手引書等があります。
- ④ 承認願記載事項に変更が生じた場合は、前記様式の表題を「危険物専用岸壁変更承認願」として、変更の理由、内容（新旧対象）を記載して提出してください。なお、次の事項に係わる変更については、変更届として提出してください。

ア 荷役岸壁の名称

イ 月間荷役量（量的に減少する場合に限る。）

ウ 1回の最大荷役量（量的に減少する場合に限る。）

エ 最大荷役船舶の要目（船型が小型化する場合に限る。）

オ 陸上の輸送計画

カ 設備（安全性が低下しないと認められる場合に限る。）

キ 安全管理に関する責任者の職名、氏名及び受有資格

ク 本社等の安全担当部門の組織、責任者及び職務内容

ケ その他港長が軽微な変更と認める事項

年 月 日

阪 神 港 長 殿

住所  
名称  
代表者

### 危険物専用岸壁承認願

下記のとおり危険物専用岸壁の承認を受けたいので、関係資料を添付して申請いたします。

#### 記

- 1 荷役岸壁の名称、位置及び構造  
バース、付近の建物、石油類のタンク等の関係位置を示す図面を添付すること。
- 2 荷役計画  
取扱い危険物の種類、月間荷役量、1回の最大荷役量、最大荷役船舶の要目、荷役方法、荷役能力、陸上の輸送計画等について記載すること。
- 3 設備
  - (1) 電気、照明設備
  - (2) 消防設備
  - (3) 海洋汚染防止設備
  - (4) その他の安全防災設備
- 4 荷役安全管理体制  
荷役の安全管理に関する組織及び責任者の職名、氏名、受有資格、経験年数、責任分担等について記載すること。
- 5 安全対策
  - (1) 荷役監督要領
  - (2) 火気の使用及び立入りの禁止の要領
  - (3) 荷役中の注意事項
  - (4) 緊急時の対応要領